

資料 1－2

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する規程

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局規程（平成26年7月26日告示第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務課長」を「企画財政課長」に改め、同条第3項中「総務課」を「企画財政課」に改める

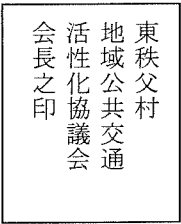
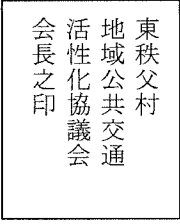
別表（第6条関係）中「総務課長」を「企画財政課長」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局規程新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。 2 事務局長は、<u>企画財政課長</u>をもって充てる。 3 事務局員は、<u>企画財政課</u>の職員をもって充てる。 (専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。 (1) 事務局の運営に関すること。 (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。 (3) 物品及び現金の出納に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。 (文書の取扱い) 第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、東秩父村において定められている文書の取扱いの例による。 (公印の取扱い) 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、東秩父村において定められている公印の取扱いの例による。 (その他) 第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 <u>1 この告示は、平成26年7月24日から施行する。</u> <u>2 この告示は、平成30年4月1日から施行する。</u>	(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。 2 事務局長は、総務課長をもって充てる。 3 事務局員は、総務課の職員をもって充てる。 (専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。 (1) 事務局の運営に関すること。 (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。 (3) 物品及び現金の出納に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。 (文書の取扱い) 第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、東秩父村において定められている文書の取扱いの例による。 (公印の取扱い) 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、東秩父村において定められている公印の取扱いの例による。 (その他) 第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この告示は、平成26年7月24日から施行する。

別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者	名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
東秩父村 地域公共交通活性化協議会 会長之印		古印体	方 21	一般文書用	1	<u>企画財政課長</u>	東秩父村 地域公共交通活性化協議会 会長之印		古印体	方 21	一般文書用	1	総務課長